

# ワップフィルム入会申込書

(会員規約[裏面]を承諾の上、入会を申し込みます。)

年 月 日

(以下、自署にてお願いします)

会員種別	→ ○でお囲みください。  正会員          賛助会員
氏名	
団体名 (*)	
代表者名 (*)	
住所	〒
電話	
FAX	
e-mail	
その他の 連絡方法	
特記事項 (あれば)	→ ワップフィルムで具体的になさりたいこと、意気込みなどご記入ください。

\*印 → 団体入会の際のみご記入ください。

NPO 法人ワップフィルム

事務局：〒144-0031 東京都大田区東蒲田 2-20-2

TEL： 03-3573-5692 FAX： 03-3571-7663

Web： <http://wupfilm.jimdo.com>

Mail： [wup.film@gmail.com](mailto:wup.film@gmail.com)

<口座番号> 三菱 UFJ 銀行 蒲田駅前支店 店番号(362) 普通 0099662

口座名義：エヌピイオウハウジン ワップフィルム

# 会員規約

2023 年4月 1 日  
NPO 法人ワップフィルム

## 1（会員の種類）

会員の種類は次の 2 種類とする。

- ・正会員 この NPO 法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- ・賛助会員 この NPO 法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

## 2（入会手続）

所定の入会申込書により理事長あて申し込み、所定の会費を納入する。

## 3（会費）

入会費は次のとおりとする。

- ・正会員 10,000 円
- ・賛助会員 0円

年会費は次のとおりとする。

- ・正会員 10,000 円（1 口から）
- ・賛助会員 3,000 円（1 口から）

※ 団体の場合は 10,000 円（キネマフューチャーセンター経常利用の場合は2口から）

## 4（資格喪失）

会員が次の一つに該当したときは、その資格を喪失する。

- イ 退会届を提出したとき。
- ロ 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- ハ 継続して 1 年以上会費を滞納したとき。
- ニ 除名されたとき。

## 5（退会）

会員は、別に定める退会届を理事長に提出して任意に退会することができる。

## 6（除名）

会員が次の一つに該当したときは、定款の手続きに従い除名することができる。

- イ 定款等（本会員規約を含む）に違反したとき。
- ロ この NPO 法人の名誉、又は目的に反する行為をしたとき。

## 7（権利の帰属）

（1）会員はこの NPO 法人の事業のために製作された著作物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）はこの NPO 法人に帰属することを認める。

（2）会員はこの NPO 法人の発意に基づき、この NPO 法人の事業のためにおこなわれた行為の著作隣接権は、この NPO 法人に帰属することを認める。

（3）会員は上記（1）及び（2）の著作物及び行為に関しては著作者人格権及び実演家人格権を行使しないことを認める。